



移転価格文書化の三層構造の最新規定

台湾財政部は2017年11月13日に「営利事業所得税非独立企業間移転価格監査準則」の改正を公表しました。同改正では、経済協力開発機構(以下、OECD)の税源浸食と利益移転(以下、BEPS)行動計画13に基づく移転価格文書化の三層構造を導入しています。2017年度営利事業所得税確定申告案件から適用が開始され、これは台湾が世界の動向に合わせることを正式に宣告したことを表しています。この移転価格文書化の三層構造には、2005年より実施が開始された移転価格報告書のほか、国別報告書(Country-by-Country reporting)及びマスターファイル(Master file)の文書も含まれ、それぞれの適用基準に関する規定は財政部より別途公布されます。

国別報告書はOECDのBEPS行動計画13の規定を参照し、グループ全体の前年度連結営業収益の総額が7.5億ユーロ(約NT\$270億)に達した場合、会計年度終了日から1年以内に前年度の国別報告書を提出する必要があります。12月決算の多国籍企業の場合、2018年末までに2017年度の国別報告書を提出する必要があります。また、多国籍グループの構成会社である台湾法人は、所得税確定申告時に、国別報告書提出義務者である最終親会社及び代理親会社の資料を開示する必要があります。

マスターファイルの免除基準額はより低く、今後、財政部より公告される予定です。提出基準に達する場合、多国籍企業グループは所得税確定申告時にマスターファイルを備え置く必要があります。並びに会計年度終了日から1年以内に前年度のマスターファイルを提出する必要があります。12月決算の多国籍企業の場合、2018年5月31日までの2017年度所得税確定申告時にマスターファイルを備え置く必要があり、2018年末までに提出する必要があります。

移転価格文書化の三層構造の概要は次ページをご参照ください。

	国別報告書	マスターファイル	移転価格報告
免除基準	台湾国内の営利事業者が所属する多国籍企業グループの前年度の連結総収入金額が財政部の規定する基準に達していない場合、免除される。 (OECD規定の7.5億ユーロ(約NT\$270億)と考えられる。)	総収入金額、国際間の関係会社間取引金額又はその他関連事項が財政部の規定する基準に達していない場合、免除される。	関係会社間取引を行う営利事業者の年間総収入金額(NT\$3億)及び関係会社間取引金額(NT\$2億)に達していない場合、その他移転価格の設定価格が独立企業間取引価格に適合することを証明する代替書類により、移転価格報告書を代替することが出来る。
申告義務者	台湾国内の営利事業者が多国籍企業グループの最終親会社又は親会社を代理して申告する構成会社である場合、台湾国内の営利事業者*	多国籍企業グループの構成会社である台湾国内の営利事業者	関係会社間取引を行う台湾国内の営利事業者
備置き期限	提出締切日を参照	所得税確定申告時	取引年度の所得税確定申告時又は特殊決算申告時
提出締切日	会計年度終了日から1年以内。台湾税務当局が他国又は地域と締結した情報交換協定に基づいて実際に多国籍企業グループの国別報告書を取得出来ない場合、台湾国内の営利事業者の構成会社は、税務当局による書面通知の送達の日より1ヶ月以内に国別報告書を提出しなければならない。(最大1ヶ月の提出期限延長を1回のみ申請することができる。)	会計年度終了日から1年以内(最大1ヶ月の提出期限延長を1回のみ申請することができる。)	税務当局による書面通知書の送達の日より1ヶ月以内に移転価格報告書又は代替書類を提出しなければならない。 (最大1ヶ月の提出期限延長を1回のみ申請することができる。)

* 最終親会社の居住地国又は地区に国別報告書を申告する必要がない、又は台湾税務当局が国別報告書の情報交換に関する協定により当該多国籍企業グループの国別報告書を取得することが出来ない。

	国別報告書	マスターファイル	移転価格報告
言語	未規定。ただし、国際趨勢に基づき英語又は中国語になると考えられる。	外国語を使用する場合、中国語訳を用意する必要がある。英語を使用する場合、税務当局による中国語訳の提供を要請する書面通知の送達の日より1ヶ月以内に中国語訳を提出しなければならない。	外国語を使用する場合、中国語訳を用意する必要がある。ただし、税務当局の許可を受けた場合、英語バージョンを提供することができる。
開示すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> • 多国籍企業グループの経営所在地である各国又は地域の収入、税引前利益(損失)、納付済法人税及び未払法人税、払込資本額、未処分利益、従業員数及び有形資産(現金又は現金等価物を除く)の合計数。 • 前述の国又は地域に基づき、多国籍企業グループの構成会社の居住地又は設立地国又は地域の名称、及びその主要な事業活動状況を記載する。主要な事業活動には、研究開発、知的財産権の保有又は管理、購買、製造又は生産、販売、マーケティング又は物流、事務、管理又は支援サービス、非関係会社へのサービス提供、内部のグループファイナンス、制限を受ける金融サービス、保険、株式又はその他持分商品の保有、休眠が含まれる。 • 特定多国籍企業グループの構成会社が上記以外の活動を行う場合、当該活動の性質の説明すること。 	<ul style="list-style-type: none"> • 組織構成 • 経営状況 • 多国籍企業グループの無形資産 • 多国籍企業グループ構成会社間の金融取引 • 多国籍企業グループの財務及び税務状況 	<ul style="list-style-type: none"> • 企業概況 • 企業グループ組織及び管理仕組 • 関連者取引のまとめ資料 • 関連者取引の分析 • 関係報告書、関係会社連結営業報告書等の資料 • その他関係者又は関連者取引に関連し、価格設定に影響を及ぼす書類

KPMGの見解

財政部は2017年11月13日に「営利事業所得税非独立企業間移転価格監査準則」の改正を公表し、移転価格文書化の三層構造を新たに規定しました。これは台湾が世界の動向に合わせ、企業の情報に透明化が求められることを意味します。また台湾企業には国際投資における法令遵守がより求められ、調査リスクが生じることを表しています。KPMGのアドバイスは以下の通りです。

■ 各国の提出期限に注意

移転価格の情報開示の透明性に対する各国の要求は一貫しています。情報内容の調査は取得可能な現地国の移転価格文書だけではありません。台湾企業の主要な多国籍活動先の国である中国、東南アジア及び欧州の主要国は全て2016年度より、BEPS行動計画13の移転価格文書化の三層構造の適用を開始しています。また、多くが2017年末までに国別報告書又はマスターファイルを備え置く又は各国税務当局へ提出するよう規定しています。多国籍企業グループは各グループ企業の運営拠点の法律規定に留意し、各文書の提出締切日までに国別報告書及びマスターファイルを備え置く必要があります。

■ 各国が要求する国別報告書又はマスターファイルの開示内容及び範囲に注意

各国が要求する国別報告書又はマスターファイルの開示内容及び範囲、提出基準及び申告義務者の規定はそれぞれ異なる可能性があります。よって多国籍企業グループは国別報告書及びマスターファイルに関する各国税務当局の詳細規定、及び当該文書の開示情報に対する各国の要求の差異に注意し、統合管理する必要があります。

■ 移転価格文書化の三層構造の移転価格方針における税務管理ツールとしての活用

世界の移転価格発展動向により、グループの情報が全て開示されるという状況のもと、多国籍企業グループは租税回避防止という時代の潮流を正視し、現行のグループの移転価格方針を再度確認し、関連リスクを低減させる必要があると考えられます。また移転価格方針及び記述内容に不一致が生じ、各国の税務当局による審査時に争議となることを避けるため、グループ本部及び各関係会社より提出する移転価格文書化の三層構造に関する内容及び資料をグループ本部が統括管理することをご検討ください。

そのほか、グループ本部は移転価格文書化の三層構造をグループの各関係会社間移転価格方針を再確認するための税務管理ツールとして活用し、グループ企業全体の価値を高めることをお勧めします。

KPMG 国際移転価格サービスチーム

パートナー 張芷

副総経理 林棠妮

KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel : 02 8101 6666
Fax : 02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel : 03 579 9955
Fax : 03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel : 04 2415 9168
Fax : 04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel : 06 211 9988
Fax : 06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax : 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)
Fax : 02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

石井 顕一

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 15359
E kishii1@kpmg.com.tw

横塚 正樹

T +886 (2) 8758 9751 内線番号 : 16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 李 宗霖

kpmg.com/tw

© 2017 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.